

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	総合福祉センター内障害者支援施設は区内で初めての障害者入所施設であるとともに複合的な施設である。他の事業所にはない事業運営もっており、補助は障害者のニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	障害福祉事業の安定的な供給につながるため、区の政策に合致する。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	障害福祉サービスを安定的に提供することは、区の責務である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	補助なしでは実施できない事業であるため、事業規模に大きな影響がある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	C	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	C	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	事業の実施経費の補助のため、代替案はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	事業の安定的な実施が図られている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	各事業を安定的に実施することにより、障害者に対する支援を充実させることができる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	支援内容の充実は障害者にとっての日常生活の充実と同時に、家族等への支援にもつながっている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	適正な内容であり、法令等への抵触はない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	事業者は障害福祉サービス事業所としての評価を基に施設の運営法人として決定したものであり、補助目的と合致する。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	要綱に基づいた書類の提出により使途を明確にしている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(決算)	28年度(予算)
交付(見込み)件数	-	-	1	1
決算(予算)額	-	-	41,925	44,712
国庫支出金			0	0
都支出金			0	0
その他			0	0
一般財源			41,925	44,712
27年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	社会福祉法人武蔵野会			

5 課題及び今後の方向性

引き続き要綱にのっとり、適正な補助金の交付を行っていく。